

小規模事業場の事業者・労働者の皆さまへ

地域産業保健センターをご活用ください 産業保健サービスを **無料** で受けられます

地域産業保健センターでは、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた健康診断結果に基づく医師からの意見聴取や脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導などの産業保健サービスを無料で提供しています。

なお、企業規模で常時 50 人未満の小規模事業所を優先しますので、いわゆる大企業の支店、営業所等の常時 50 人未満の事業所は、基本的に支援の対象に含めないこととしており、本社等で選任されている産業医等の協力を得られるようお願いします。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
栃木産業保健総合支援センター・各地域産業保健センター

事業者の方へ

＊以下のサービスを**全て無料**で受けられます。

① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

健康診断の結果、なんらかの異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴く（就業区分の判定等受ける）ことができます。

② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

④ 長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導

時間外労働が月80時間を超える等の長時間労働者やストレスチェックで高ストレス者とされた労働者に対し、疲労やストレスの蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

⑤ 個別訪問による産業保健指導の実施

訪問を希望する事業場に医師または保健師が訪問し、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の状況を踏まえ、労働衛生管理の総合的な助言・指導を行います。

働く方へ

＊以下のサービスを**全て無料**で受けられます。

A 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があったときは、医師または保健師による日常生活面の指導などを受けることができます。

B 高ストレス者やメンタル不調に関する面接指導・相談

ストレスチェックで高ストレスとされた方は医師による面接指導を受けることができます。また、こころの健康に不安を感じている方は、医師・保健師・産業カウンセラーに相談することができます。

C 長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

時間外労働が長時間に及び、疲労が蓄積したときは、医師の面接指導を受けることができます。

地域産業保健センターのご利用にあたって

- 各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申し込みが必要です。裏面の「申込書」をご利用ください。
- 地域産業保健センターでは、治療や診断目的でのサービスは行っておりません。
- 各サービスについて、同じ事業場または同じ労働者からの申し込みによる利用は、同じ年度内にそれぞれ2回までとなっており、3回以上利用することはできません。

地域産業保健センター利用申込書

(厚生労働省補助金事業として、**全て無料**で実施しております)

事業場	事業場名																			
	所在地	〒																		
	労働者数	男： 人、女 人、計 人																		
	事業内容																			
	代表者	職名： 氏名：																		
	担当者	職名： 氏名： 電話： FAX：																		
	企業の情報	1 事業者 2 個人事業主 3 個人事業主等への発注者 企業名（ ） 本社の有無（有・無） 企業の全労働者数（ 人） 産業医数（ 人） うち総括産業医（ 有 ・ 無 ）																		
相談内容 (希望するものに○)	1 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取 (対象者 名) 2 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 (対象者 名) 3 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 (対象者 名) 4 長時間労働者に対する医師による面接指導 (対象者 名) 5 高ストレス者に対する医師による面接指導 (対象者 名) 6 職場巡視による産業保健指導 7 その他（ ）																			
※下記事項をご一読いただき、いずれかにチェックをしてください。																				
<table><tr><td>1 全項目に漏れなく記入しています。</td><td>はい☐</td><td>いいえ☐</td></tr><tr><td>2 事業場は50人未満です。</td><td>はい☐</td><td>いいえ☐</td></tr><tr><td>3 当社に総括産業医^(注)はいません。</td><td>はい☐</td><td>いいえ☐</td></tr><tr><td>4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しております。</td><td>はい☐</td><td>いいえ☐</td></tr><tr><td>5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。</td><td>はい☐</td><td>いいえ☐</td></tr><tr><td>6 上記に相違ありません</td><td>はい☐</td><td>いいえ☐</td></tr></table>			1 全項目に漏れなく記入しています。	はい ☐	いいえ ☐	2 事業場は50人未満です。	はい ☐	いいえ ☐	3 当社に総括産業医 ^(注) はいません。	はい ☐	いいえ ☐	4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しております。	はい ☐	いいえ ☐	5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	はい ☐	いいえ ☐	6 上記に相違ありません	はい ☐	いいえ ☐
1 全項目に漏れなく記入しています。	はい ☐	いいえ ☐																		
2 事業場は50人未満です。	はい ☐	いいえ ☐																		
3 当社に総括産業医 ^(注) はいません。	はい ☐	いいえ ☐																		
4 健康相談・面接指導は治療目的ではないことを理解しております。	はい ☐	いいえ ☐																		
5 本事業の実施に必要な個人情報の提供について同意します。	はい ☐	いいえ ☐																		
6 上記に相違ありません	はい ☐	いいえ ☐																		
(注)「総括産業医」とは名称の如何を問わず企業内の事業場の産業保健活動について総括的に指導を行う産業医のことを指します																				
地域産保センターの利用	☐ 新規（直近2年間利用無し） ☐ それ以外																			

お申込みは最寄りの「地域産業保健センター」へ

宇都宮地域産業保健センター

〒320-0056 宇都宮市戸祭4-1-15 宇都宮市医師会内

TEL 028-622-1880

FAX 028-622-1880

足利地域産業保健センター

〒326-0808 足利市本城3-2022-1 足利市医師会内

TEL 0284-22-4065

FAX 0284-22-4080

栃木地域産業保健センター

〒328-0043 栃木市境町27-21 下都賀郡市医師会内

TEL 0282-23-5626

FAX 0282-23-8791

佐野地域産業保健センター

〒327-0832 佐野市植上町1678 佐野市医師会内

TEL 0283-20-8727

FAX 0283-22-7406

上都賀地域産業保健センター

〒322-0061 鹿沼市千手町2506-8 上都賀郡市医師会内

TEL 0289-62-4234

FAX 0289-63-4945

大田原地域産業保健センター

〒324-0041 大田原市本町1-3-1 B別館 那須郡市医師会内

TEL 0287-23-5414

FAX 0287-23-8675

塩谷・南那須地域産業保健センター

〒329-1312 さくら市櫻野1319-3 塩谷郡市医師会内

TEL 028-682-2626

FAX 028-682-5760

真岡地域産業保健センター

〒321-4325 真岡市田町1246-1 芳賀郡市医師会内

TEL 0285-82-3185

FAX 0285-82-3145